

議事日程第 7 号

平成 29 年 (2017 年) 招集大阪狭山市議会定例会 6 月定例会議会議事日程
平成 29 年 (2017 年) 6 月 5 日午前 9 時 30 分開議
議会期間 (平成 29 年 6 月 5 日から同月 26 日まで 22 日間)

日程第 1	発議第 12 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 3	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 4	諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 5	議案第 26 号	監査委員の選任について
日程第 6	議案第 27 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 7	議案第 28 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 8	議案第 29 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 9	議案第 30 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 10	議案第 31 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 11	議案第 32 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 12	議案第 33 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 13	議案第 34 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 14	議案第 35 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 15	議案第 36 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 16	議案第 37 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 17	議案第 38 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 18	議案第 39 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 19	議案第 40 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 20	議案第 41 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 21	議案第 42 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 22	議案第 43 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 23	議案第 44 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 24	議案第 45 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

		例について
日程第 2 5	議案第 4 6 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 について
日程第 2 6	議案第 4 7 号	大阪狭山市市税条例及び災害による被災者に対する 市税の減免に関する条例の一部を改正する条例につ いて
日程第 2 7	議案第 4 8 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 8	議案第 4 9 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 9	議案第 5 0 号	平成 2 9 年度 (2017 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 3 0	議案第 5 1 号	平成 2 9 年度 (2017 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会 計補正予算 (第 1 号) について
日程第 3 1	議案第 5 2 号	平成 2 9 年度 (2017 年度) 大阪狭山市半田財産区特別会 計補正予算 (第 1 号) について
日程第 3 2	報告第 2 号	平成 2 8 年度 (2016 年度) 大阪狭山市一般会計予算繰越 明許費繰越計算書の報告について
日程第 3 3	報告第 3 号	平成 2 9 年度 (2017 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化 振興事業団の事業計画及び予算の報告について
日程第 3 4	請願第 1 号	大鳥池「太陽光発電パネル」の削減及び設置場所の 移動・環境整備についての請願について

発議第12号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

8 番 小 原 一 浩

9 番 徳 村 賢

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目31番15号

氏 名 谷 村 三 千 代

昭和24年9月9日生

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市菜・木三丁目169番地の1

氏 名 中 井 新 子

昭和24年1月22日生

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山二丁目906番地の1

氏 名 川 添 毅

昭和31年2月3日生

議案第26号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東野中二丁目1026番地の1

氏 名 北 井 末 ・

昭和24年2月28日生

議案第27号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台一丁目19番4号

氏 名 箔 本 康 博

昭和23年10月18日生

議案第28号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野中475番地

氏 名 池 田 雅 和

昭和34年12月26日生

議案第29号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東野中三丁目1142番地

氏 名 上 田 博 ・

昭和25年1月10日生

議案第30号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東野中三丁目1152番地

氏 名 上 田 幸 男

昭和27年6月25日生

議案第31号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目22番11号

氏 名 内山稔

昭和16年3月7日生

議案第32号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市菜・木一丁目43番地

氏 名 奥平厚子

昭和32年12月5日生

議案第33号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市半田三丁目1676番地の4

氏 名 川端靖士

昭和22年4月8日生

議案第34号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市菜・木六丁目971番地の1

氏 名 草野安孝

昭和22年4月10日生

議案第35号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市山本南147番地

氏 名 高橋 安 ・

昭和22年10月27日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市半田二丁目324番地

氏 名 田 中 哲 夫

昭和37年3月2日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市山本北1245番地

氏 名 田 中 嘉 彦

昭和22年9月1日生

議案第38号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原三丁目1006番地

氏 名 谷脇俊行

昭和23年4月11日生

議案第39号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東池尻二丁目1265番地

氏 名 都 築 保 彦

昭和21年4月27日生

議案第40号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市今熊五丁目560番地

氏 名 中 辻 茂 樹

昭和32年11月21日生

議案第41号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東菜・木四丁目2132番地の1

氏 名 萩野博一

昭和30年3月10日生

議案第42号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野西739番地

氏 名 平 松 義 司

昭和29年9月28日生

議案第43号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山二丁目919番地の3

氏 名 増 田 初 代

昭和31年5月14日生

議案第44号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原三丁目662番地

氏 名 山 林 恵 美 子

昭和29年1月4日生

議案第45号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」を加える。

附則に次の1項を加える。

8 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就

職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、職員

の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第47号

大阪狭山市市税条例及び災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市市税条例及び災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市市税条例及び災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第30条の10を第30条の11とし、第30条の9の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第30条の10 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第2条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第5条の3第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部改正)

第2条 災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（昭和36年大阪狭山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中附則第2条第1項の改正規定及び第2条の規定並びに次条の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大阪狭山市市税条例（以下「新条例」という。）及び改正後の災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の10の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 契約の目的 市立第七小学校大規模改造（屋内運動場）工事
- 2 契約金額 ￥171,329,040-
- 3 契約の相手方 八尾市若林町1丁目76番3号 朝日生命ビル1階
中川企画建設株式会社
代表取締役 中川 廣次

議案第49号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 契約の目的 市立学校給食センター改修工事（2期）
- 2 契約金額 ￥196,247,880-
- 3 契約の相手方 大阪市西区江戸堀1丁目25番30号
タツト・建設株式会社
代表取締役 大川 大助

議案第50号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第51号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第52号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)6月5日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 2 号

平成 28 年度 (2016 年度) 大阪狭山市一般会計予算
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 28 年度 (2016 年度) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 29 年 (2017 年) 6 月 5 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・府支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2. 総務費	1. 総務管理費	災害対策管理事業	3,992,000	3,992,000			3,900,000		92,000
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事業	4,378,000	4,378,000		4,378,000			0
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域介護福祉空間整備事業	1,981,000	1,981,000		1,981,000			0
7. 土木費	3. 都市計画費	(仮称)池の駅整備事業	69,116,000	69,116,000		29,360,000	34,400,000		5,356,000
9. 教育費	2. 小学校費	小学校整備事業	207,902,000	207,902,000		42,621,000	165,100,000		181,000
9. 教育費	3. 中学校費	中学校整備事業	37,026,000	37,026,000		11,071,000	25,900,000		55,000

報告第 3 号

平成 29 年度 (2017 年度) 公益財団法人大阪狭山市
文化振興事業団の事業計画及び予算の報告につ
いて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成
29 年度 (2017 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算につ
いて別紙のとおり報告する。

平成 29 年 (2017 年) 6 月 5 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

平成29年5月23日

請 願 書

大阪狭山市議会

議長 山本 尚生 様

大阪狭山市東池尻5丁目1462-32

電話: [REDACTED]

代表: 荒谷 恵介

大鳥池周辺住民: 金田 英也

大鳥池周辺住民: 岩崎 隆

大鳥池周辺住民: 山口 阿貴

紹介議員

小原 一浩

上谷 元忠

大鳥池「太陽光発電パネル」の削減及び設置場所の移動・環境整備についての請願

(請願趣旨)

昨年、9月1日(木曜日)突如、大鳥池西近隣の自宅から、かなり近い池の上になにやら浮かぶものが見え工事をしていること気づくところから始まりました。

環境に優しい再生可能エネルギー事業のことについては、ある程度理解しているつもりですが、水面上へのパネル敷設によって、地域環境保全に対し景観もだいなしであり、光害や夏場の気温上昇などの不安が大変大きいものがあります。9月7日付けで、大阪狭山市長あてに「大鳥池への太陽光発電パネル設置の中止」を求める嘆願書を提出し、近隣住民への説明会が終わるまで、工事は中止してください旨のお願いをいたしました。7月19日(火)には、パネル設置場所から遠い、池の北西地区の住民には説明会を行い、より近い私ども南西側の住民には、説明会がなかったという事実であります。しかし、請願書を提出後も、工事を一旦中止するどころか、どんどん工事が進んでいきました。

その後、市役所に出向き、説明会の開催を願ったところ、ようやく10月6日(木)に、市役所にて開催となりました。その説明会の案内状は、当方が作成・配布し、当日はどうしたことか、富田林五軒家地区の農業従事者も出席なさり、後日 説明会の様子がテレビで放映される中で「まず、市として謝ることから始まるんとかがいまっか？」といった音声が流れることとなりました。その後何回か市当局の推進事業室に出向き工事の中止求めましたが、関係地区の水利の了解が得られないので工事は中止できないとの回答であった。そして、私たちには事前に何の連絡もなく、1月26日の金剛コミュニティの紙面において、昨年12月から発電・通電・売電していることを知り大変失望しました。

市の姿勢は、住民には耳を傾けずに、作ったもの勝ち、既成事実のゴリ押しには強い怒りを覚えます。

また、1月28日(土)「落慶、売電祝賀の会」らしき催しを地区の会館で行われ、午後からは大鳥池隣接南部の場所においても、大きな仮設テント内で同様の「祝賀の催し」があったと認識しています。私達隣接住民の感情を逆なでするような行為で強い怒りを感じると共に、市長初め市当局関係者も出席されていたので、行政とは一体どういう立ち位置でおこなわれるのか、近隣住民の感情を考えてそのような催しの「自粛」ということの思いがなかったのか、大変疑問に感じる



のは署名活動をしている中で多くの隣接住民の意見でした。

私たち、周辺住民への説明会は、たった一回で、その後 私の市長への質問には1月31日(火)に正式回答がありました。その内容については「工事説明会を十分に開催することができなかった」ことについてはお詫びしていただきましたが、当初から要請しておりました、中止してほしいということは、一考もしていただかず、敷設完了・通電という事態になっております。

大鳥池での太陽光発電事業は「農業振興と併せて、防災上の観点から生活安心」につながる市の施策の一環として財産区や地区会、水利組合の同意をいただき実施させていただいている事業である」と説明されていますが、供用している施設の半減・設置場所の移動によっても前途の農業振興について確保でき、パネル設置の面積も半減し住宅からの距離も遠くなることで、私達の感情面への寄り添いや不安についてのかなりの部分で解消されます。

大鳥池は「河内ふるさとの道」に入っています。新池での太陽光パネル設置については、昨年10月27日(木)に「太陽光パネルの設置事業については中止」と関係の方々に通知されたことの経緯からしても、大鳥池についても全面撤去を望むところですが、すでに強引に敷設された現状となつてはせめて半減・移動を懇願するのです。そもそも、市として一部受益農民を優先するのか、隣接の住民のことに對してどのように考えておられるのか、行政の視点について大変な疑問を感じています。

太陽光パネルの半減、設置場所の移動により、真に市民に優しい「生涯すみ続けたい町、大阪狭山市 みずきらめき人が輝く 大阪狭山市」の実現に繋がるなると考えます。

大鳥池周辺の住民には、大鳥池の環境及び景観が良くて移り住んだ^{人が}多くいます。大阪狭山市は大鳥池に太陽光パネルを強引に設置したことで環境・景観を破壊しました。

環境破壊、景観破壊をしたことに対して大阪狭山市は環境・景観の回復に行動すべきと考えます。

従来、行政は狭山池・副池周辺の環境整備に集中しています。市内第二の大池である大鳥池周辺の環境整備にも今後注力を願います。

今年の春分を過ぎたころ、近隣の住民より太陽光パネルに太陽光が当たり、反射して眩しくて困っていると連絡を受け、反射している状況を撮影し抗議文と一緒に大阪狭山市に提出しました。

(4月12日に提出)

要望として

- ① 太陽光パネル4000枚削減と敷設場所の北東方向への移動(添付図参照)
 - ② 大鳥池周辺の環境整備の推進
- を切にお願いします。

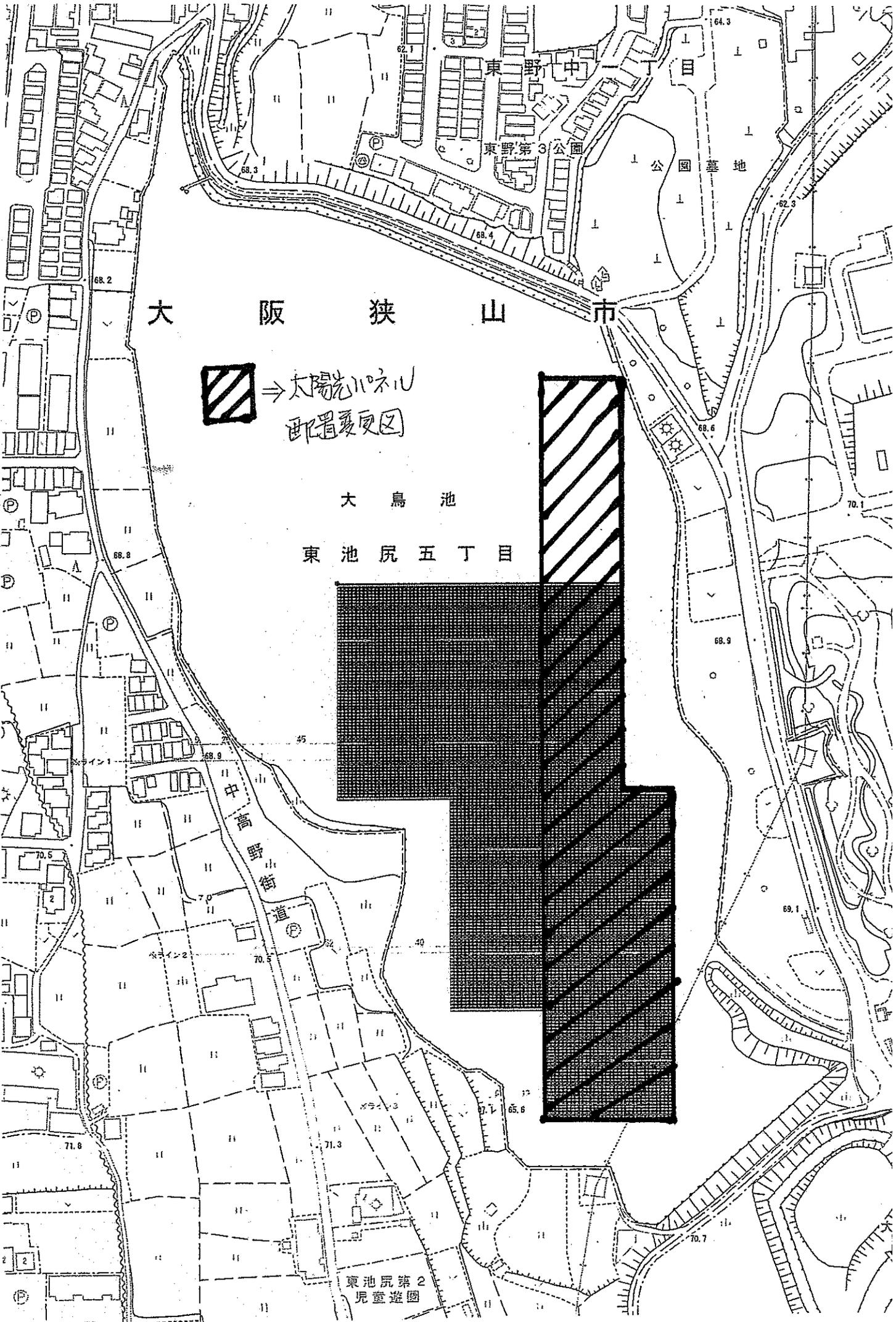
ため池に太陽光パネルを敷設する事業は、将来を見据えたばら色のすばらしい事業であっても、周辺地区への説明がまずもってあるべきだと考えます。

農業従事者(水利関係者・東池尻・東野・菅生・平尾各地区)への還付金は半減することは承知していますが、水面上に敷設された太陽光発電パネルの削減・移動を切にお願いいたします。

以上、何卒格別の配慮を宜しくお願い申し上げます。

添付書類 : ①近隣住民の賛同者 署名簿 (183名)

②太陽光パネル設置場所の移動及び縮減図



大 阪 狭 山 市



⇒ 太陽光パネル
設置変更区

大 鳥 池

東 池 尻 五 丁 目

中 高 野 山 街 道

東池尻第2
児童遊園

